

(様式第2号)

団体概要書

団体の名称	特定非営利活動法人 奈良県ウォーキング協会
団体所在地	奈良県橿原市五井町187番地5 ラクスルビル3F
活動の開始年月	平成27年 3月
法 人 格	<input checked="" type="checkbox"/> あり 申請中なし (該当するものに○印をつけてください)
認証・許可年月日	平成27年 2月 9日 所轄: 奈良県
活動分野 (主なもの3つ程度まで に○をつけて下さい)	1. 保健・医療 2. 福祉 3. 社会教育 4. まちづくり 5. 観光の振興 6. 農山漁村の振興 7. 中山間地域の振興 8. 学術 9. 文化・芸術 10. <input checked="" type="checkbox"/> スポーツ 11. 環境の保全 12. 動物愛護 13. 災害救援 14. 地域安全 活動 15. 人権・平和 16. 国際協力・交流 17. 男女共同参画 18. 子ど もの健全育成 19. 子育て支援 20. 情報化社会の発展 21. 科学技術 22. 経済活動の活性化 23. 職業能力・雇用機会 24. 消費者の保護 25. 団体 の連携・支援 26. その他 ()
主な活動対象地域	奈良県内
現在の活動内容	奈良県内を最寄りの駅からスタート若しくはゴールとして年間約36回程度の 例会・特別大会として約10kmから15kmのウォーキングコースを計画して参 加者(会員・他協会・一般)と団体歩行を実施しております。 内容としては毎年、年初めには新春初詣ウォークとして率川神社にてお祓いを 受けた後、春日大社や若宮15社めぐりをしてその年を健康でウォーキングで きるように祈願していただきます。四季巡りとして馬見丘陵公園の四季の花 (チューリップ・ひまわり・ダリア・クリスマスウォーク)を目指してウォー キングしたり、また、特別大会として奈良県発刊の奈良のむかしばなしの地を 訪ねて参加者と一緒にウォーキングを実施しています。最寄りの駅等利用でき ない遠距離は、貸切バスにて現地に行きウォーキングを実施してます。 県内の立寄った市町村の花をシールにして、集めることも参加者の楽しみの一 つとなっています。 個人会員数 211人 : 団体会員 団体 : 専従職員 0人
これまでの活動実績 (行政や企業、他団体 との協働事業実績を含 む)	馬見丘陵公園と葛城4町の協力・協賛で年4回のウォーキングを企画・実行。 生駒市寿大学より依頼を受けウォーキング教室・ウォーキングを実施。
寄附者へのPR (寄附を活用して 取り組みたい活動内容)	当協会は、会員や他協会と一般的の参加者と一緒にウォーキングしますが参加 者の高齢化により会員の加入者や参加者が減ってきております。より一層の 参加者増につなげるようなウォーキングの企画に取り組みたいと考えており ます。

(様式第3号)

令和5年12月25日

団体役員名簿

団体名：特定非営利活動法人

奈良県ウォーキング協会

役職名	氏名	住所
会長	植田 楢治	
副会長	諫原 良子	
"	野村 宣博	
"	中山 悟	
理事	天羽 將恵	
理事	石田 貴司	
理事	奥森 節子	
理事	尾花 雄二	
理事	上谷 公平	
理事	河内 治夫	
理事	金木 久和	
理事	川西 貴之	
理事	川西 俊妃	
理事	草薙 えつ子	
理事	貴田 幸二	
理事	庄田 明子	
理事	富永 健司	
理事	中野 敏宏	
理事	中川 義弘	

受付番号

理事	福井 幸一	
理事	藤岡 厚則	
理事	松本 光子	
理事	松浦 靖彦	
理事	吉田 至子	

(注) この用紙に記載された情報を PDF 化して基金のホームページ上に掲載する際には、個人情報保護の観点から、住所欄にマスキング処理を施します。

特定非営利活動法人 奈良県ウォーキング協会 定款

第 1章 総則

(名称)

第 1条 この法人は、特定非営利活動法人奈良県ウォーキング協会という。

(事務所)

第 2条 この法人は、主たる事務所を奈良県橿原市五井町187番地の5 ラクスルビル3階に置く。

第 2章 目的及び事業

(目的)

第 3条 この法人は、一般市民に対して、ウォーキングに関する事業を行い、ウォーキングの普及啓発を図ることで、心身の健全な発達及び明るく豊かな生活の形成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第 5条 この法人は、その目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① ウォーキングに関する大会等の企画・開催及び協力事業
- ② ウォーキングに関する指導者の養成研修及び派遣事業



- ③ ウオーキングに関する関係諸団体との連絡・調整・協力事業
- ④ ウオーキングに関する書籍等の販売事業
- ⑤ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第 3章 会員

(種別)

第 6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- (3) 加盟団体会員

日本ウォーキング協会（JWA）の地域団体会員で賛助の意思を持ち、当協会の構成員として入会した団体

- (4) 名誉会員 この法人の活動に積極的に協力し、又は特に功績のあった個人で、総会において承認された者

(入会)

第 7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならぬ。
- 3 会長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第 8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第 9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。



(退会)

第 10 条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えるなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 12 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 20人以上30人以下
 - (2) 監事 2人
- 2 理事のうち、1人を会長、若干名を副会長とする。

(選任等)

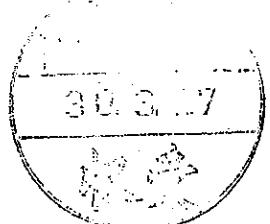
第 13 条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 14 条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 会長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。



- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
 - 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

(報酬等)

- 第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に關し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(職員)

- 第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。



2 職員は、会長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。
48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。



3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果



(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名もしくは記名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもつて構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事務局の組織及び運営
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

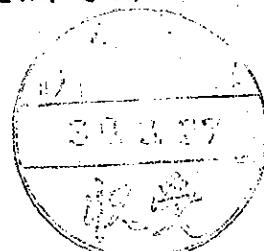
第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもつて招集の請求があつたとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。



3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面もしくは電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名もしくは記名、押印しなければならない。



(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動促進法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算(良県
青少年社会活動推進課)



の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項



この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

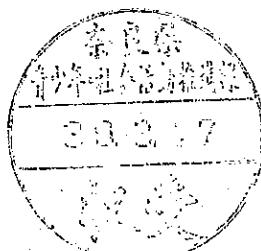
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第 10 章 拠出金品の不返還

(拠出金品の不返還)

第54条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第 11 章 雜則



(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人は、法人設立時に存在する任意団体奈良県ウォーキング協会の会員、そして任意団体奈良県ウォーキング協会が所持する権利、義務を引き継ぐものとする。
- 3 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

会 長 植 田 横 治

副会長	中 井 文 彦
副会長	林 全 男
副会長	上 谷 公 平
理 事	池 上 和 夫
同 諫	原 良 子
同 金	木 久 和
同 携	口 一
同 川	西 貴 之
同 草	難 えつ子
同 鈴	木 和 英
同 笹	尾 五 美
同 真	田 男 佐 六
同 塚	本 一 男
同 中	浦 佳 雄
同 西	部 正 夫
同 藤	井 由 美 子
同 増	田 清
同 吉	田 勝 輔
同 吉	田 至 子
同 竹	林 正 志
監 事	中 光 和
同 的	場 輝 夫

この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成



立の日から平成27年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

6 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成27年12月31日までとする。

7 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金	1,000円	正会員会費	2,500円(1年間分)
(2) 賛助会員入会金	0円	賛助会員会費	10,000円(1年間分)
(3) 加盟団体会員入会金	0円	加盟団体会費	20,000円(1年間分)
(4) 名誉会員入会金	0円	名誉会員会費	0円(1年間分)



令和3年度 事業報告書

令和3年 1月 1日から令和3年12月31日まで

特定非営利活動法人 奈良県ウォーキング協会

1 事業の成果

令和3年度は、ウォーキングに関する大会等の企画・開催及び協力事業として奈良県市町村が開催する大会の運営に協力した。また、ウォーキングに関する指導者の養成研修及び派遣事業には奈良県市町村が開催するウォーキング教室に講師派遣を行った。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者的人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
<u>ウォーキングに関する大会等の企画・開催及び協力事業</u>	通常例会及び大和高田市、大和路まほろばウォーク実行委員会、葛城4町協賛ウォーク、イオンモールウォーキング及びウォーキング教室	1/1~12/31	奈良県内	569	3,898	1,036
<u>ウォーキングに関する指導者の養成研修及び派遣事業</u>	スタッフ研修（コロナで中止）	10/11	大和高田市交流センター	5	0	0
<u>ウォーキングに関する関係諸団体との連絡・調整・協力事業</u>	上部団体との調整会議、近畿ブロックの協会との打ち合わせ等	1/1~12/31	東京及び近畿圏協会所在地	25		40
<u>ウォーキングに関する書籍等の販売事業</u>	パスポート等の販売	1/1~12/31	奈良県内	50	1,227	0
<u>その他この法人の目的を達成するために必要な事業</u>	奈良マラソンボランティア	12/12	奈良市	30		0



活動計算書

[税込] (単位:円)

特定非営利活動法人奈良県ウォーキング協会

自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日

【経常収益】

【受取会費】

正会員受取会費	595,500	
賛助会員受取会費	65,000	
他協会参加者	106,800	
一般参加者	608,600	
特別会費	874,500	2,050,400

【受取寄付金】

受取寄付金	12,000	
運営協力金	215,000	227,000

【その他収益】

受取 利息	43	
雜 収 益	93,950	93,993
経常収益 計		2,371,393

【経常費用】

【事業費】

(人件費)

人件費計	0	
------	---	--

(その他経費)

諸 謝 金	10,000	
景品等	172,700	
印刷製本費(事業)	67,427	
旅費交通費(事業)	509,000	
通信運搬費(事業)	60,805	
消耗品 費(事業)	54,590	
備 品 費(事業)	1,545	
保 険 料(事業)	129,460	
租税 公課(事業)	602	
支払手数料(事業)	66,732	
雜 費(事業)	4,274	
その他経費計	1,076,935	
事業費 計		1,076,935

【管理費】

(人件費)

人件費計	0	
------	---	--

(その他経費)

印刷製本費	703	
旅費交通費	340,248	
通信運搬費	215,527	
消耗品 費	8,047	
備 品 費	220	
水道光熱費	97,945	
地代 家賃	896,000	
新聞図書費	9,842	
賛 会 費	50,000	
租税 公課	2	



活動計算書

【税込】(単位:円)

特定非営利活動法人奈良県ウォーキング協会

自 2021年1月1日 至 2021年12月31日

支払手数料	3,850
雜 費	770
その他経費計	1,123,154
管理費 計	1,123,154
経常費用 計	2,200,089
当期経常増減額	171,304
【経常外収益】	
経常外収益 計	0
【経常外費用】	
経常外費用 計	0
税引前当期正味財産増減額	171,304
当期正味財産増減額	171,304
前期繰越正味財産額	4,626,026
次期繰越正味財産額	4,797,330



貸借対照表

特定非営利活動法人奈良県ウォーキング協会

[税込] (単位:円)

2021年12月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)	
普通 預金	3,499,184
定期 預金	1,300,000
現金・預金 計	4,799,184
(その他流動資産)	
仮 払 金	420,000
その他流動資産 計	420,000
流動資産合計	5,219,184

【固定資産】

(有形固定資産)	
什器 備品	13,646
有形固定資産 計	13,646
固定資産合計	13,646
資産合計	5,232,830

《負債の部》

【流動負債】

前 受 金	433,500
預 り 金	2,000
流動負債合計	435,500
負債合計	435,500

《正味財産の部》

前期繰越正味財産	4,626,026
当期正味財産増減額	171,304
正味財産合計	4,797,330
負債及び正味財産合計	5,232,830



財産目録

特定非営利活動法人奈良県ウォーキング協会

[税込] (単位:円)

2021年12月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)	
普通 預金	3,499,184
定期 預金	1,300,000
現金・預金 計	4,799,184

(その他流動資産)

仮 払 金	420,000
その他流動資産 計	420,000
流動資産合計	6,219,184

【固定資産】

(有形固定資産)	
什器 備品	13,646
有形固定資産 計	13,646
固定資産合計	13,646
資産合計	5,232,830

《負債の部》

【流動負債】

前 受 金	438,500
預 り 金	2,000
流動負債合計	435,500
負債合計	435,500
正味財産	4,797,330



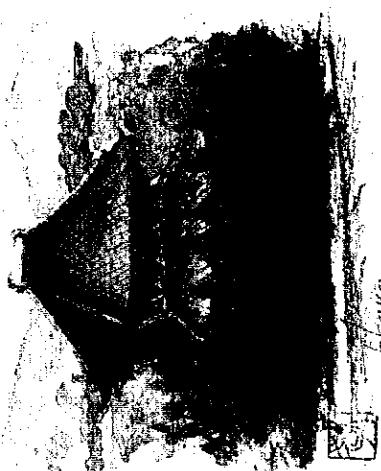
会員には

- ▶ 普通会員（年会費 3,000 円）：奈良家庭裁判所及び奈良地方裁判所（支部、出張所を含む）の調停委員、参与員、司法委員及び奈良弁護士会会員のうち、趣旨に賛同するもの
- ▶ 賛助会員（年会費一□ 3,000 円）：趣旨に賛同する普通会員以外の個人
- ▶ 特別賛助会員（年会費一□ 10,000 円）：趣旨に賛同する団体

家庭に平和を 少年に希望を —



■「友の会」の目的に御賛同される方は、
どなたでもご入会ください。
会報、総会資料等も御参照ください。



奈良家庭・少年友好の会
〒630-8213 奈良市登大路町35番地
奈良家庭裁判所内
電話 (0742) 26-1271

■ 奈良家庭・少年友好の会は

平成3年9月、裁判所のご理解とご支援のもとに、有志調停委員が発起人となつて設立した会です。家庭裁判所とは密接な連携が必要ですが、組織、財政ともまったく別個独立のボランティア団体の性格をもつものです。

奈良家庭・少年友好の会
へのお誘い

◆会員研修の実施：施設見学、講習会など



学生ボランティア研修会



研修会



総会



施設見学

「友の会」は家庭裁判所に係属する家事事件の当事者に、手続きが円滑に行えるように、また、少年事件の対象少年が立ち直れるよう本人や家族に対し教育的、福祉的援助を行なうなどして、家庭裁判所のもつ後見的、教育的、福利的機能の実現に、微力ながらも側面から奉仕をしようとするものです。

■「友の会」活動が目指すものは

皆様は人の成長過程での家庭環境の重要さを痛感されるとともに、夫婦間の紛争の渦中にあかれている子どもに心を痛めておられることがあります。そのご理解とご指導の経験を「友の会」のボランティア活動に活かしていただくことが、家庭裁判所の「家庭に平和を 少年に希望を」のモットーに適うことだと考えます。

各地の「友の会」会員の手記や体験談には、「ささやかな活動を重ねるうちに、少年非行問題への関心を強くし、社会内で立ち直らせるこことこそ大事だと考えるようになつた」「親子關係、子の福祉への理解が深まつた」「家事事件と少年事件が家庭裁判所で扱われていることの意味を身近に感じた」「家事事件の理解を深くし、事件の取り扱いにも活かされる」と述べられています。

■どんな活動をするのか

- ◆ 少年への援助(委託少年に対する生活用品の給付など)
- ◆ 少年事件の付添人
- ◆ 少年の社会奉仕活動への援助・協力
- ◆ 補導委託先の開拓・訪問
- ◆ 未成年後見人、財産管理人候補者の推薦
- ◆ 家事・少年事件に関連するボランティア活動